

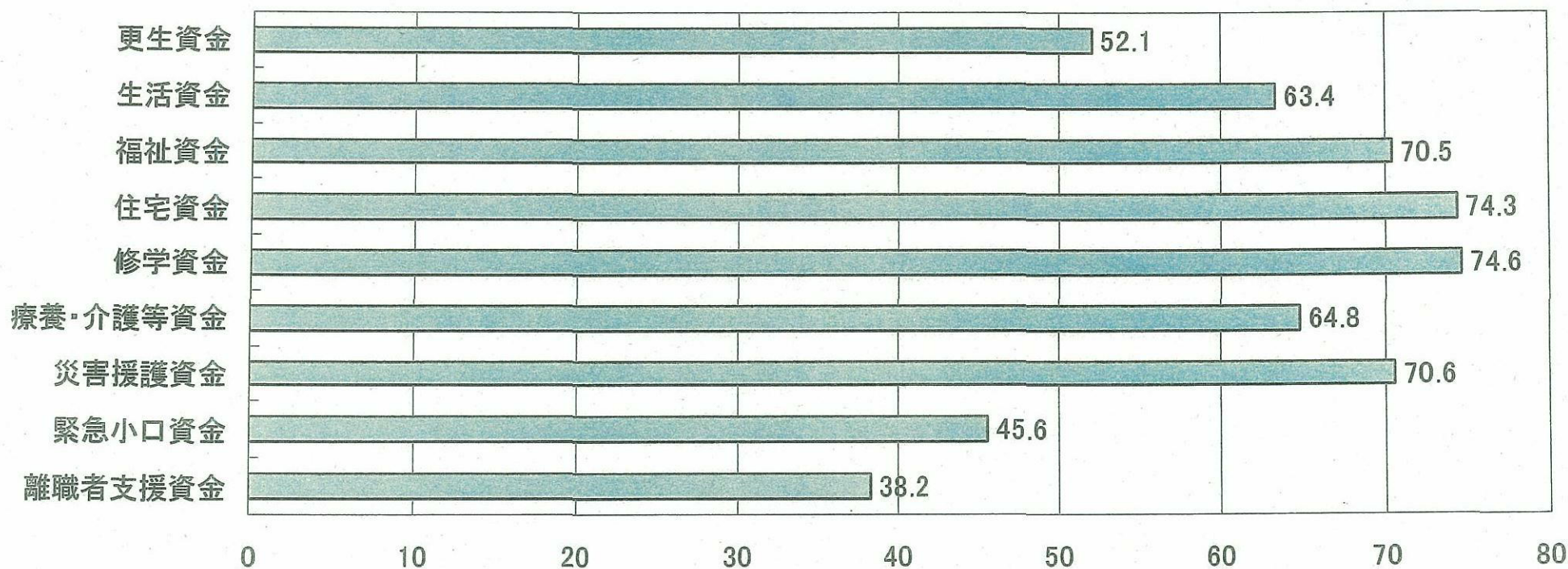
平成18年度における償還率(18年度償還計画額に対する償還済額の割合)

○ 平成18年度における償還率(償還計画額に対する償還済額の割合)は、約64%

※各資金別の償還率については以下のとおり。

平成18年度における各資金別の償還率(償還計画に対する償還済額の割合)

※全国社会福祉協議会調べ



※平成18年度償還計画額は約121億、そのうち償還済額は約77億円であるため、償還率は約64%

生活福祉資金の沿革(1)

昭和27年 (1952年)	<p>第7回全国民生委員・児童委員大会（滋賀県大津市）</p> <p>戦後激増した低所得者階層に対してその生活基盤を確保し、生活保護世帯へ至らないようにするため、適切な生活指導と必要な援助とを与える「世帯更生運動」を全国的な運動として展開する旨の「世帯更生運動実践申合決議」が採択される。</p>
昭和30年 (1955年)	<p>世帯更生資金貸付制度の誕生</p> <p>自立助長の貸付原資として1億円が計上され、創設当初は国と都道府県が、それぞれ2分の1ずつ負担して、都道府県社会福祉協議会に補助を行った。貸付の種類は、生業資金、支度資金、技能習得資金の3種類としていた。</p>
昭和32年 (1957年)	<p>生活資金の新設、医療費貸付制度の創設</p> <p>世帯更生資金貸付制度に生活資金（生活費、家屋補修費、助産費、葬祭費）が新設。また、同種の制度として、低所得者に対する医療費貸付制度が創設されたほか、従来の2分の1であった国庫補助率が医療費貸付制度と同様に3分の2まで引き上げられた。</p>
昭和36年 (1961年)	<p>身体障害者更生資金、住宅資金、修学資金の創設等</p> <p>医療費貸付制度が、世帯更生資金貸付制度に統合され、資金種類も更生資金（生業費、支度費、技能習得費）、生活資金に加えて、身体障害者更生資金、住宅資金、修学資金、療養資金の6種類となった。</p>
昭和37年 (1962年)	<p>災害援護資金の創設</p>
昭和47年 (1972年)	<p>福祉資金の創設</p> <p>従来の生活資金出産費、葬祭費、住宅資金転宅費を福祉資金に整理統合。</p>
平成元年 (1989年)	<p>福祉資金の中に身体障害者自動車購入費を追加</p>